

事務連絡
平成24年2月8日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

災害廃棄物処理業務委託契約に係る
経営事項審査における取扱いについて

東日本大震災の被災地域における災害廃棄物処理業務委託契約に係る
経営事項審査の取扱いについては、別添の事務連絡のとおり、その取扱いについて地方整備局等あて通知いたしましたので、貴団体におかれましてはその趣旨を十分ご理解の上、経営事項審査の申請に当たって適切に対応されますよう、傘下の建設業者に対して周知指導方お願ひいたします。

別添

事務連絡
平成24年2月8日

各地方整備局等担当官 殿

各都道府県担当官 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課

災害廃棄物処理業務委託契約に係る
経営事項審査における取扱いについて

東日本大震災の被災地域における災害廃棄物処理業務委託契約に係る
経営事項審査については、平成23年12月19日付け事務連絡により
取扱いの留意事項を周知したところであるが、これに伴う申請上の取扱いは下記のとおりとするので、遺漏なく措置されたい。

記

災害廃棄物処理業務委託契約について、その契約金額の全額を、会計上やむを得ず完成工事高として計上した建設業者については、経営事項審査の工事種類別完成工事高及び工事種類別元請完成工事高の申請においては、契約金額のうち建設工事に相当する金額のみを申請業種に係る「完成工事高」及び「元請完成工事高」の欄に含めて記入し、それ以外の金額については「その他工事」の「完成工事高」及び「元請完成工事高」の欄に含めて記入することとなる。

参考

事務連絡
平成23年12月19日

各地方整備局等担当官 殿
各都道府県担当官 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課

災害廃棄物処理業務委託契約に係る
経営事項審査における取扱いについて

東日本大震災の被災地域において、災害廃棄物の処理を内容とする業務の委託が行われているところであるが、当該地域における当該内容の業務委託契約に係る経営事項審査における取扱いの留意事項は下記のとおりとするので、審査に当たっては遺漏なく取り扱われたい。

記

業務委託契約が災害廃棄物の収集・運搬等の役務提供のみを内容とする場合には、当該業務委託契約は建設工事の請負とはみなされないことから、経営事項審査における完成工事高の評価対象とはならない。

しかしながら、業務委託契約の内容に、災害廃棄物の収集・運搬のみならず、建設工事の施工が含まれる場合であって、当該施工に係る業務の実質が建設工事の請負とみなしうるときは、当該契約について経営事項審査における完成工事高の評価対象とすることができる。

例えば、災害廃棄物の焼却処理施設等に係る工事の施工が業務内容に含まれていることが、発注者の示す要求水準書等において明記されている契約である場合がこれに該当する。

この場合においては、契約金額のうち建設工事に相当する金額のみを経営事項審査における完成工事高に含めることとする。